

初版2024年5月27日  
 2024年5月29日改正  
 2024年5月31日改正  
 2024年6月23日改正  
 総務広報部

## ひなた山第三自治会の皆様へお知らせ

### 和泉町の世帯数と人口推移

令和5年の1世帯の人数は約2人、世帯数は昭和47年とほぼ同じ約6800人に減少してます

また令和5年の人口は昭和47年の人口の約半分14000人にまで減少してます

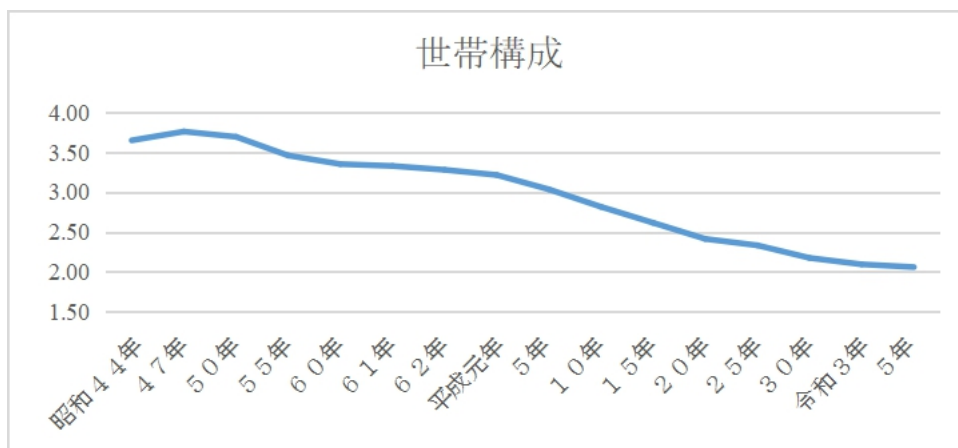
更に、75歳以上の割合は和泉町で見ると16%ですが当自治会では30%、あるいは既に40%を越えているものと推測されます

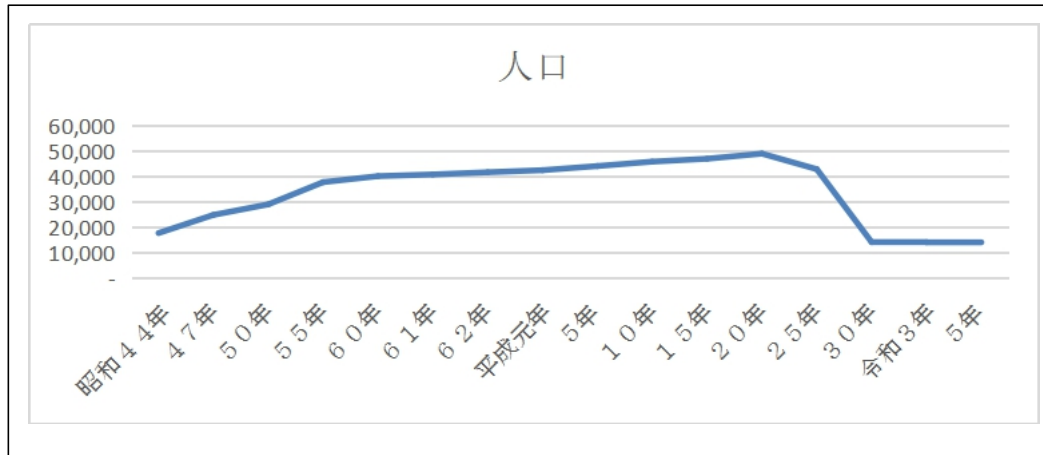
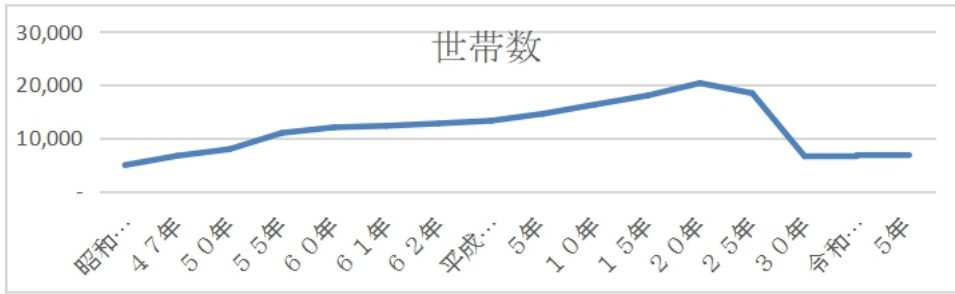
|           |         |
|-----------|---------|
| 昭和47年     | 1972    |
| 世帯数       | 人口      |
| 泉区 76,948 | 283,865 |
| 和泉町 6,628 | 24,946  |

|            |         |
|------------|---------|
| 平成20年      | 2008    |
| 世帯数        | 人口      |
| 泉区 64,374  | 156,645 |
| 和泉町 20,328 | 49,085  |

|           |         |
|-----------|---------|
| 令和5年      | 2023    |
| 世帯数       | 人口      |
| 泉区 71,151 | 151,415 |
| 和泉町 6,793 | 13,995  |

| 令和4年      | 泉区総人口  | %    |
|-----------|--------|------|
| 15歳未満     | 17,497 | 11.5 |
| 15~64歳    | 90,890 | 59.7 |
| 65~74歳    | 19,029 | 12.5 |
| 75歳以上     | 24,756 | 16.3 |
| 合計 152172 |        |      |





\* 昭和54年、相鉄から引き受けたひなた山第三自治会規約は、この地に住居を持つ者同士互いに親睦を深める良い機会となりました。しかしすでにもう45年、今更厳しい規約を取り入れる余力はなく現役引退の時期が来ています。公園愛護会を自治会から分離したのも役員さんの活動が困難になってきているからです。しかしもうひと踏張りしようと考えてます、皆様のご意見を役員会にお寄せ下さい。

## 区役所と規約の確認、問題解決を協議した内容

- ・ 構成員の資格

当該地縁団体の区域に住所を有する者は全て構成員になれる（年齢制限などはありません）

- ・ 構成員の確定

氏名及び住所を明記した構成員名簿の作成

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない

名簿は施錠できる場所に保管し、閲覧制限をしっかりと行うこと

- ・ 表決権

世帯ごとの委任状ではなく個人ごとの委任状が必要になる

- ・ 資産

財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない

解散時に残余財産の帰属先を規約に定めなければならない

#### ・認可団体の義務

告示事項を変更した場合は、区長へ届け出なければならない

規約を変更した場合は、区長へ申請を行い、認可を受けなければ効力を発しません

解散をした場合は、区長へ届け出なければならない

認可地縁団体である自治会を分割する場合は地方自治法上解散の取り扱いになる  
同一市町村内の他の団体との合併が可能となりました

#### ・総会

総会は、全会員をもって構成する

総会の定足数は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催できない

団体の事務は規約をもって代表者又はその他の役員に委任したものを除き総て総会の議決により行うことになる

総会の議決事項は開催通知であらかじめ通知した事項となる。そうしないと通知事項を信じて出席しない会員から表決に参加する機会を奪うことになる

臨時総会は、全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催請求のあった時に開催する

#### ・役員会の招集

役員会は会長が必要と認めるとき招集する

会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない

役員会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない

#### ・規約の変更

規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市泉区長の認可を受けなければ変更することができない

認可を受けた団体は、地方自治法の関係規定が適用されるとともに、一般社団・財団法人法の規定の一部が適用される

#### ・解散

総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない

本会の解散の時に有する残余財産は、総会において○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする

#### ・備え付け帳簿及び書類

本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない

## 認可地縁団体のおさらい

・平成3年地方自治法の一部改正により、不動産等を自治会の名義で登記することが可能になりました

・会の運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続きが定められているため、総会開催や役員改選の手続きが厳格になりました。規約変更、代表者

の変更は区長の承認が必要となりました

- ・地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、年齢、性別、国籍の条件は付けないこととされています。未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することは出来ません。なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります

- ・構成員の相当数の考え方

横浜市では、自治会への加入率が約70パーセントということも踏まえ、区域のおおむね4割以上を相当数と考えています

## ひなた山第三自治会のおさらい

- ・昭和47年～昭和51年、計画人口3500人の日向山地区の土地区画整理が行われた

- ・昭和53年、分譲始まる、

- ・昭和54年4月ひなた山第三自治会規約施行、CATV規約、コミュニティプラント規約

- ・昭和55年9月1日日向山小学校開校、児童数504名

- ・昭和56年4月内林第二公園公開

- ・昭和56年9月会館の土地が4自治会名義で贈与された

- ・昭和56年10月旧自治会館新築

- ・昭和56年11月地区協会則施行

- ・昭和56年12月旧自治会館を4自治会名義に所有権移転

- ・昭和56年11月自治会館運営細則制定、平成8年、20年、25年一部改正

- ・昭和57年日向山小学校、児童数700名

- ・平成8年8月自治会館の管理責任者職務細則制定、資産管理を明文化

- ・平成9年4月施行規約には、資産として（会館、その土地を）地区協管理にしている。相鉄からの規約を見直して条文に改正

- ・平成11年4月施行、第5条改正

- ・平成11年12月地縁による団体の認可、平成12年1月告示

地縁による団体の認可取得の目的は自治会が保有する土地と建物の所有権が自治会長名義になっていたことによる。自治会長が変わる度に所有権移転をしなければならないこと、自治会館を建て替えるにも自治会長の印鑑が必要になること、また会館建て替え費用は会長名で借りることになるなどの問題があり法人化を目指しました

**留意事項** 認可事項の変更は変更届をすること、規約改正は認可を受けること

- ・平成13年4月施行、不明、土地建物所有権移転登記依頼

- ・平成14年4月施行、第4条一部追記、第11条一部削除、登記手続完了

- ・平成14年総会提案、公園ゴミかご撤去、役員・班長の輪番制清掃を廃止承認

- ・平成16年区役所より議事録催促

- ・平成17年日向山小学校、児童数146名（2010年）

- ・平成18年自治会館新築

- ・平成19年3月新築自治会館を第三自治会として所有権保存
- ・平成20年4月施行、自治会館を独自管理に移行、地区協管理維持も削除
- ・平成22年3月日向山小学校閉校
- ・平成23年12月旧自治会館滅失登記完了
- ・平成29年9月ひなた山第三自治会個人情報取扱細則制定

周知 毎年一回は個人情報細則を回覧し周知する

本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などを会員の同意する事項とします

利用 会費の請求、管理、その他文書の送付、会員名簿の作成及び会の区域図の作成、敬老祝等の対象者の把握、災害時の緊急時における支援活動

管理 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し適正に管理する

以上